

平成30年度「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」実施要領

公益社団法人 宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの導入による記録・解析処理等で、適正な運転指導や実績評価により運転技術、安全意識、サービスの改善及び向上を図るため、導入費の支援により円滑な事業推進に寄与することを目的とする。

(助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象機器及び助成額は、次のとおりとする。

- ①映像記録型ドライブレコーダー
 - ②デジタル式運行記録計(ドライブレコーダー機能を有する一体型を含む)
- いずれも国土交通大臣が認定した機種が原則で、宮城県バス協会が適当であると認めた機器とする。
- 2 助成額は、次のとおりとする。
 - ①ドライブレコーダー車載器を導入する車両 1両当たり 2万円を限度
 - ②デジタルタコグラフ車載器を導入する車両 1両当たり 5万円を限度1事業者当たりの助成額は50万円を限度とする。
 - 3 対象機器の導入に際し、国並びに地方公共団体等から宮城県バス協会と同趣旨の補助を受ける場合は、助成対象としない。
 - 4 申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、決定することとする。
 - 5 助成対象は、1車両につき対象機器1台のみとする。
 - 6 対象機器の導入期限は、平成30年4月13日から平成31年2月末日までとする。
なお、平成31年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

(交付申請)

第3条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」助成金交付申請書(以下「助成申請書」という。)と様式1-2の明細を、平成30年6月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 宮城県バス協会は、前条の規定による助成申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは様式2の「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」交付決定通知書により通知する。

(申請の取下げ)

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする事業者は速やかに、様式3による「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」取下げ申請書を宮城県バス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第6条 事業者は、対象機器の装着完了後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式4・様式4-2により「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」完了報告及び助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
 - 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は、事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
 - 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、助成金交付の対象機器が導入の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、(以下「処分」という。)に供してはならない。

- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は1部とする。

附則

この要領は、平成30年4月13日から適用する。

様式1

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会

会長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

㊞

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」助成金交付申請書

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」実施要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 助成申請台数及び助成申請額

助成申請等 機器別	助成申請台数	助成単価	申請金額
ドライブレコーダー車載器	台	20,000円	円
デジタルタコグラフ車載器	台	50,000円	円
助成金申請合計額			円

2. 添付書類

- ① 様式1-2 導入機器別取付け車両明細
- ② 見積書並びに導入機器カタログ

導入機器別取付け車両明細

No	装着予定車両の 登録番号	機器メーカー名	機器型番	ドライブレ コーダー	デジタルタコグラフ		装着予定 年 月
					単体	併用器	
例	宮城200あ1234	デンソー	ABC-123			○	30.10
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
計							

※ 1.ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの導入機器該当欄に○を記入のこと。
 2.計には装着車両数・導入機器別の数量を記入のこと。

様式3

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会

会長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

印

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」取下げ申請書

平成 年 月 日付け、宮バス協第 号にて交付決定を受けた「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」について、下記のとおり取下げたいので、実施要領第5条に基づき申請いたします。

記

1. 取下げる車両等の内訳

車両登録番号	ドライブレコーダー	デジタルタコグラフ		取下げる理由
		単体	併用器	
計				

公益社団法人宮城県バス協会

会長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

㊞

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」
完了報告及び助成金交付請求書

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」が完了したので、標記事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成申請台数及び助成金申請額

助成台数等 機器別	助成台数	助成単価	助成金請求額
ドライブレコーダー車載器	台	円	円
デジタルタコグラフ車載器	台	円	円
助成金請求額合計			円

2. 助成金振込先

金融機関	※1	銀行	支店
		信用金庫	
		他()	
	預金種別	普通預金	・ 当座預金
	口座番号		
	口座名義		

※1の欄は、金融機関名を記入の上、銀行、信用金庫、その他のいずれかに○を記入。
預金種別については、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

3. 添付書類

- ① 様式4-2 導入機器装着報告書
- ② 領収書写し又は、振込書写し

導 入 機 器 装 着 報 告 書

No	装着車両の 登録番号	機器メーカー名	機器型番	ドライブレ コーダー	デジタルタコグラフ		装着完了 年月日
					単体	併用器	
例	宮城200あ1234	デンソー	ABC-123			○	30.10.5
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
計							

※ 1.ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの機器装着の該当欄に○を記入のこと。
 2.計には装着車両数・装着機器別の数量を記入のこと。

様式5

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会

会長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

㊞

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産(助成対象機器)を、下記のとおり処分したいので、「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」実施要領第9条に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類